

## CAFC、AI を発明者とする特許出願の拒絶を支持

2022年8月10日  
JETRO NY 知的財産部  
石原、赤澤

米国連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）は8月5日、発明者になることができるのは自然人のみであるとして、人工知能（AI）を発明者とする特許出願の拒絶を支持する判決<sup>1</sup>を出した。

本件では、Stephen Thaler 氏が自身の開発した AI システム（DABUS : Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Science）が作り出した発明2件について2019年7月に特許を出願した。Thaler 氏はこの発明に関与していないとし、発明者の欄には DABUS のみが記載されていた。USPTO は、特許出願の発明者は自然人（natural persons）でなければならないため、本出願は不完全であるとして出願を拒絶した<sup>2</sup>。Thaler 氏は USPTO による決定は裁量の乱用であり法に則っていないなどと主張して出願の回復を求めて地方裁判所に提訴したが、ヴァージニア州東部地区連邦地裁は2021年9月に USPTO の決定を支持する略式判決を出していた。

CAFC は判決において、発明者が「自然人」すなわち「人間（human beings）」であるとする特許法の要請は明確であると述べた。特許法は発明者が「個人（individuals）」であると規定しており、最高裁判例は「個人」を「人間、人（a human being, a person）」と定義している上、この解釈は日常的な使い方や辞書の定義に一致するとした。さらに、イノベーション及び技術の公開を促進するために AI が作り出した発明は特許を取得できるべきであるとする Thaler 氏の政策的議論も根拠がないとして退けた。

Thaler 氏は上訴する意向を示しているが、判決内容の直截さからして判決が覆される可能性は低いと考えられている。

知財関係者の間では、本判決自体の射程は狭いものの、発明の過程で AI が関与した特許について、特許侵害訴訟で発明者が適切に記載されていないとして無効が主張される可能性があるため、人間が発明に関与し、その記録を残すよう注意が必要になると指摘されている。

本判決を受けて、現行特許法では AI のみが作り出した発明について特許を取得できないことが明確になったため、このような発明の特許取得に向けた法改正の必要性については議会における議論に委ねられたと考えられている。ただし、現時点ではこの問題について議員の関心が低いため、AI のみによってなされた革新的な発明などの具体例により法改正の必要性が示されなければ検討は進まないだろうとする意見がある。

（以上）

<sup>1</sup> [https://cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2347.OPINION.8-5-2022\\_1988142.pdf](https://cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2347.OPINION.8-5-2022_1988142.pdf)

<sup>2</sup> [https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/16524350\\_22apr2020.pdf](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/16524350_22apr2020.pdf)